

◆第6回 熊本市自転車駐車対策等協議会 議事録

開催日時	令和3年3月26日(金) 14:00~15:15	
開催場所	熊本市国際交流会館国際会議室	
委員	氏名	団体名等
	柿本 竜治 (会長) 前村 國弘 (副会長) 山下 信一 (欠席) 中島 康彦 吉ヶ嶋 雅純 嶺 武志 木村 貴将 磯崎 将志 舩津 健司 深水 裕二 瑞穂 達也 (欠席) 城戸様 (代理) 安田 二郎 劔羽 逸朗 坂井 一文 野口 和紀 平川 智美 (欠席) 近藤 良栄 桑原 たか子	国立大学法人熊本大学大学院先端科学研究部教授 熊本県自転車二輪車商協同組合理事長 国土交通省熊本河川国道事務所交通対策課長 国土交通省熊本河川国道事務所河川管理課長 熊本県土木部道路都市局道路保全課長 熊本県警熊本中央警察署交通第一課長 熊本県警熊本南警察署交通第一課長 熊本県警熊本東警察署交通第一課長 熊本県警熊本北合志警察署交通第一課長 熊本市高等学校生活指導連盟会長 熊本市中学校生徒指導委員会会長 九州旅客鉄道株式会社熊本支社副支社長 熊本市商店街連合会会長 熊本県商店街振興組合連合会会長 熊本商工会議所商工観光振興部部长 株式会社熊本日日新聞編集委員 熊本県サイクリング協会理事 市民代表 市民代表
事務局	土木管理課 自転車対策室	

司会:事務局

1. 開会

■事務局

- ・熊本県警の方々の人事異動により4名の委員に変更があるため紹介させていただく。

(委員紹介)

嶺 武志委員 熊本県警熊本中央警察署交通第一課長

木村 貴将委員 熊本県警熊本南警察署交通第一課長

磯崎 将志委員 熊本県警熊本東警察署交通第一課長

舩津 健司委員 熊本県警熊本北合志警察署交通第一課長

- ・「九州旅客鉄道株式会社」の井坂委員の代理として、営業課長の城戸様に出席していただいている。

2. 会長挨拶

・今日は天気も良く、自転車を利用している人が多いのではないかと思います、自転車がどのように使われているかを見ながら歩いて来たが、なかなか自転車を利用している人は少ない。この会議の中で、今年度ずっと話し合ってきたのは、自転車の利用環境の整備をどのように進めていくかということであったが、やはり走行環境がきちんと整っていないと、利用しにくいというところがある。また、安全利用についても議論してきたが、大学の周りでも事故が多く、利用環境も整備が必要だが、自転車の使い方にも問題があるように思う。そのあたりについても、本日議論する内容に関わってくると思うので、皆様の忌憚のない意見をいただきたい。

3. 議事

(1) 熊本市自転車活用推進計画の策定について

■事務局説明

(委員から意見なし)

■柿本会長

・かなりたくさんの方が盛り込まれた計画となっており、費用と時間がかかりそうであるため、事務局は優先順位を付けながら進めてほしいと思う。

(2) 熊本市自転車の安全利用及び駐車対策等に関する条例の改正について

■事務局説明（～P.4）

■柿本会長

・全国で条例の改正が進められており、熊本県においても3月に条例を改正し、10月から施行予定となっている。熊本市にも適用されることから、県の条例も合わせながら、条例改正を考えているということであった。現行の条例は駐輪対策がメインとなっており、改正案では利用者のマナーや保険加入義務化などが追加されているが、何か意見はあるか。

■事務局（資料訂正）

・参考資料2について、県の条例は3月19日に議会で議決が下り、HPで公表されている。参考資料2に記載している県の条例については、案の段階でいただいた内容となっており、若干異なる部分がある。次回の協議会で改めて県の条例については報告をさせていただく。

(委員から意見なし)

■事務局説明 (P. 5～P. 7)

■委員

・第2章「⑦学校の長の責務」について、大学に対しては啓発を行うとなっているが、各種学校や専修学校に進学する生徒も多いため、そちらに対する指導もあった方がよいのではないか。条例で定義されている「学校」については各種学校や専修学校についても含まれている。記載がないだけで、指導の対象に含めると考えてよいか。

■事務局回答

・専修学校等についても含めたいと考えている。今後はどの範囲まで対象とした方がよいか議論してもらいたいと考えている。

■柿本会長

・条例で定義されている「学校」については各種学校や専修学校についても含まれているのであれば、⑦学校の長の責務においても対象としないとおかしいのではないか。

■事務局回答

・各種学校、専修学校も含めている。指導を行わないということではない。資料について表現が分かりにくい部分があったため、次回改めて説明させていただきたい。

■柿本会長

・条例で「責務」と記載されているが、責務には罰則があると思うがいかがか。責務は努力義務のようなものか。

■事務局回答

・責務には罰則規定を考えていないため、実質的には努力義務に近く感じられると思う。

■事務局説明 (P. 8～P. 9)

■柿本会長

・「義務」と「努力義務」でどのような違いがあるのか。

■事務局回答

・条文としては、義務の場合「～しなければならない」、努力義務の場合「～するよう努めなければならない」という表現になっており、一応強度の違いはある。ただし、罰則はないため、実行性は近くなるかもしれない。分かりにくい表現ではあるが、全国的にもこういった表現が多くなっている。

■柿本会長

・第4章「⑤自転車小売業者について」において、販売時に自転車保険の加入の義務を確認することが努力義務となっているがどうか。(前村副会長に問う)

■前村副会長

・新車販売時や1年に1回の点検時にはTSマークを貼るようにしている。これには1億円の賠償が付いていて、保険はそれでよいと思っている。なお、小売業者が保険を販売することはできない。

■事務局補足

・TSマークの期限は1年となっており、多くの方は購入後点検をせず、そのまま乗り続けてしまうということが多いのではないかと思う。また、友人から譲ってもらった場合等も保険が切れていることが多いと思われる。そのため、自転車保険加入義務を条例で定めたいと考えており、全国的にも進んでいる状況にある。

■委員

・自転車販売時に、保険に加入しなかった場合どうなるかと質問が出ると思うが、罰則がないならば、どう答えたら良いか分からない。保険加入を義務化している自治体で、小売店同士の情報を共有、学校同士の情報を共有するなど、具体的な成功した事例や参考にしたい自治体があれば教えていただきたい。

■事務局回答

・アンケートによると、全国的に保険に加入している割合は5~6割程度となっている。条例で義務化しているところと言えば、名古屋市で82%と高くなっている。加入を義務化したことにより、加入率が向上している事例があるため、熊本市もそのようになればよいと考えている。

・参考として、保険加入率が高いところのアンケート結果によると、加入した理由として「加入が義務付けられたから」と回答してる方が、3割いた結果がある。

■委員

・義務化したことについて、どのように知らせていくのか。名古屋市など、加入率が高い地域ではどのようにしているのか。また、熊本市ではどのようにお知らせをして、加入率を高めていくのか教えていただきたい。

■事務局回答

・具体的な広報手法については今後検討することになるが、京都市では市政だよりやホームページに加え、自転車保険のコールセンターを設置して案内するなど、民間と協定を結び一緒に啓発している。また、まちなかでの啓発等も取組んでおり、他都市を参考にしながら今後検討していきたい。

■委員

・外国の方への周知はどのように行うのか。特に右側通行の国の方は左側通行の認識がないように思う。外国の方は制度改正について分からないのではないか。保険の加入義務への理解は難しく、高額事故の場合、補償できないのではないか。そのようなことについても考えていただきたい。

■柿本会長

・購入後、保険の加入についてどのように継続していくかといった仕組みづくりも課題になってくると思うため、今後検討していただきたい。

・熊本大学にも様々な国から留学生が来ており、多くの学生が自転車を利用している。海外に行った際には交通ルール等について集まって説明があった。熊本大学においても留学生に対して説明を行う機会があるため、資料をいただければその中で交通ルール等についても説明を行っていきたいと考えている。そのあたりについても検討していただきたい。

■事務局説明 (P. 10)

■柿本会長

・条例内容については矛盾等ないように、再度チェックを行っていただきたい。また、どのように保険加入を周知するかといったことについても検討していただきたい。今回の意見を踏まえ、条例に反映できることがあれば、次回提示していただきたい。

(3) 駐輪場のあり方検討について

■事務局説明

■委員

・維持経費が1億7千万円かかっている内訳は何か。まちなかでの見回りをしているシルバー人材の方は、駐輪場で出し入れを手伝ってくれるわけでもなく、本当に必要なかと思う。そのあたり削減できるのではないかと思う。

・まちなかの駐輪場はたくさんあるが、差別化していけばよいと思う。例えば安全に綺麗に駐輪したい利用者と、とにかく安く駐輪できればよい利用者を分けるなど、すみ分けすればよいのではないかと思う。

■事務局回答

・維持経費については、手元に資料はないため次回提示させていただくが、一番大きいのは人件費となっている。人員は削減しているが、今後見直しも検討していきたい。また、自転車を勝手に触ったり動かしたりすると苦情につながるなどの問題もあるため、今後検討していきたい。

・差別化についても、今後意見を出していただいて、今後検討していければと考えている。

■柿本会長

・民間の駐輪場が撤退しているが、その原因は何か。

■事務局回答

・民間の運営業者に話を聞いたところ、コロナの影響でまちなかに止まっている自転車が少なくなっており、借地料と収入がかけ離れ、撤退しているようだ。

■柿本会長

・撤退した跡地はどのようになっているのか。

■事務局回答

・借地が多いため、土地の所有者が店舗やマンションを建設するなど、跡地の活用は様々であるが、収入が見込めるような土地利用をされていることが多い。

4. その他

今後のスケジュールについて

■事務局説明

- ・来年度より自転車対策室の名前が自転車利用推進室へと変更になる。体制的には変わらないが、一新して取り組んでいきたい。
- ・次回協議会については4月下旬から5月下旬を予定しており、条例改正の骨子と駐輪場有料化等の詳しいデータを提示したいと考えている。

■委員

・自転車活用推進にあたっては、空間整備が必要であり、参考資料1の5ページに自転車事故の原因のデータがあるが、事故箇所、道路の状況として路面標示等の有無についても可能であれば分析をしていただきたい。

5. 閉会

